

## 第13回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年6月20日(水) 午後4時から午後4時35分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。

本總會の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので會議は成立いたします。

それでは、ただいまから第13回矢板市農業委員會總會を開催します。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、7番山口委員、10番大森委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、7番山口委員、10番大森委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第4班、班長8番 佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員

本日、午前9時半から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法第3条3件、農地法5条2件、非農地証明2件の計7件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願いたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員

8番佐藤です。現地案内図の1ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

近隣は農地であり問題なく見て参りました。

続きまして2ページの左側です。【申請地の位置を説明】

既にここは水田とはいえしばらく耕作していない土地で砂利とか入っていました。

続きまして2ページの右側です。【申請地の位置を説明】

過去10年くらいは耕作はされていないのかなと思います。雑木などが生えている状況でした。

農地相続による管財という事で、譲渡人に200万円で売却するという事なので、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、12番町野委員にお願いします。

12番町野委員

12番町野です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

東側山林、西側道路、南北ともに水田で現在は麦を刈った跡があります。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員にお願いします。

3番福田委員

3番福田です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現状としてはいくらか雑木等が生えていて、耕作放棄地となっていますが話を聞くと、買われた方が今後農業をやると言うことなので、耕作放棄地の解消と言うことで大変いい事だと見て参りました。皆様の慎重審議をよろしくお願い致します。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第3号について、質疑意見等を求めます。

14番渡邊浩正委員

議案1号についてですが、先ほど佐藤委員が言われたように雑木等が生えている土地があったり、耕作されていない土地があったりしていますが、この譲受人は今後耕作されない可能性があるのでしょうか。

事務局

本人の希望は確認をとっています。

今後は野菜を植えたいと言っています。

申請事由に色々書いているのですが、ここしばらく相続放棄という形で誰の所有にもなっていないということでした。私どもの遊休農地パ

トロールも行っている場所でした。今回込み入った話はさておき、譲受人が買い取って野菜を植えたり、稲を植えたり、少しずつ作っていきたくと聞いていますので申請の方受け付けた次第です。

4番君島委員

今の続きみたくなりますが、議案番号の1号で、申請事由が難しく感じてしまいますが、簡単にいうとどういうことでしょうか。

事務局

簡単に言いますと、裁判の結果です。というのは、譲渡人と書いてある方は弁護士です。

単純に相続財産の管理人という形で財産がその人にいってます。

裁判の結果譲受人に売ることが認められたということです。

簡単に言えば、裁判の結果が先に出て、後付けで農地の方やっていきたいという本人さんの希望はいただいています。

議 長

君島委員よろしいですか。

4番君島委員

はい。ついでに、議案番号2の譲受人の株式会社丸和農場っていうのは一言でいいますとどういう会社ですか。

事務局

片岡でりんごをやっている方が新たに立ち上げた会社です。

見て分かるとおりに、通常3反歩で買収は認めないところですが、申請を受け付けたのは2つの理由があります。

一つ目は、農業の実績がある人なので大丈夫だろうということ。

二つ目は、目的がミニトマトなので、園芸作物で土地利用型でないので、5反歩に満たなくてもやむを得ないのかなということです。

この両面をみて、申請の方受け付けていいんじゃないかと今回受けさせていただきました。

議 長

他にありますか。

議 長

無ければ異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第4号について、質疑意見等を求めます。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（４）議案第５号から第６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に係る意見決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。  
次に議案第５号の現地調査の詳細な報告を、８番佐藤委員にお願いします。

８番佐藤委員 ８番佐藤です。現地案内図の６ページをご覧ください。  
【申請地の位置を説明】  
一般住宅を建築するためということで見て参りました。  
東側は畑ですが本人所有かと思えます。西側は水路、南側は田、北側は道路になってまして、北側の水田も本人所有かと思えます。過去に、一度出たところかなと思えます。その時は資材置き場として出て、工事がされなかったということで、今回親子間で息子の家を建てると言うことでやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願い致します。

議 長 次に議案第６号の現地調査の詳細な報告を、１２番町野委員にお願いします。

１２番町野委員 １２番町野です。現地案内図の５ページをご覧ください。  
【申請地の位置を説明】  
この案件に関しては、矢板市の市街地化区域で都市計画法第一種低層住居専用地域で矢板市の都市計画としては住宅を建てる地域としているということです。慎重審議をお願いします。

議 長 それでは、議案第５号から第６号について、質疑・意見等を求めます。

５番石塚委員 ただいまご説明いただいた、議案５号ですが、一般住宅を建てるということでございますが、図面を見ると、４メートル道路への接続、建築基準法上は大丈夫ですかという確認です。

事務局長 はい。今のままではダメでした。そこを少し北側に接する道路を広げまして、建築確認取れるようにちょっとだけ広げるということで確認の方は取れています。

５番石塚委員 地番が〇〇番の一部というところがございますが、分筆してあるのですか。

事務局長 許可されたら分筆します。

8番佐藤委員 農振除外はされているんだよね。

事務局長 されてます。平成13年に。

8番佐藤委員 見直しの時にださなかったということだよ。

事務局長 平成13年の段階でなってますので、土地改良している所なので1種農地と捉えるのが普通ですが、市役所から300メートル以内なので、3種農地という点の方から考え、原則許可ということになります。

議 長 他にございませんか。

議 長 なければ、異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（5）議案第7号から第8号 非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。  
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。  
次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員 8番佐藤です。現地案内図の7ページをご覧ください。  
【申請地の位置を説明】  
既にこの手前から全く耕作されていない土地が続きまして、現在の中山間地の耕作放棄をされてしまった農地の典型というような感じですよ。  
非常に残念ではありますが、現在の状況から考えますと、平成8年から耕作はなされていないと言うことで農地から外してもやむを得ないと見て参りました。  
ただしですね、これからそういった土地が相当増えてくると思いますので、この場で何かってことではないのですが、鳥獣害対策なんかをしないと、この長井地区には渡邊委員のように果樹農家も下流域にたくさんありますので、何らかの対策をしないとと思って見て参りました。  
この非農地につきましては、やむを得ないと感じました。  
慎重審議をお願いいたします。

議 長 次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員にお願いします。

3番福田委員 3番福田です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

東側にも農地はありますが、4メートルぐらいの排水路もあり、この場所ですが土盛りもしてあり、県道30号線にも面しており、今は駐車場のようになっています、非農地証明もやむを得ないかなと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議長

それでは、議案第7号から第8号について、質疑・意見等を求めます。

5番石塚委員

ただいまの二件の案件につきましてですが、だいたい農業委員会に出てくる非農地証明願いが耕作しないということで期間的には約20年経過すれば自然と非農地証明を出すような状態だとも思うんですけども、その以前にですね、平成8年と5年まで作られてたとなりますと、何らかの方法で方策をたてられなかったのかと思います。今回の非農地がどうこうではないですが、農地を大切にできなかったのかという思いです。

事務局長

皆さんご存じだと思いますが、田んぼですと、転作のカウントになっていたからです。

保全管理という名ばかりの耕作放棄地が完成してっちゃうんですね。

土地改良しているところだったら作りやすいんで、休まないんですが、カウントするにはどこを休めばいいかというところといった作りにくいところ。保全管理と言えどもとりあえず転作の方の数字にカウントされるのでそれで済んでいました。そこが日本の農業政策の悪い所だったのでと思います。なるべくそういうところが出ないようにと、私どもも考えていますが今現在は難しいと思います。

議長

他になれば、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

議長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議長

続いて、付議事件(6)議案第9号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第9号について、質疑・意見等を求めます。

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

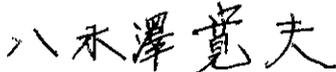
議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で、本日の審議事項を終了することができました。  
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ・平成31年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策  
並びに予算に関する要望事項について  
・農業経営基盤強化促進法改正について(農業用ハウス等の低地を前面  
コンクリート張りにした場合の農地扱いにする法案について)  
・平成30年度農業委員暑気払いについて

議 長 それでは以上を持ちまして、第13回農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 